

各務原市附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市の執行機関等（執行機関並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、別表第1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を置くほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる種類の附属機関を置くことができる。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長等及び副会長等）

第6条 附属機関に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 附属機関に、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。
- 4 副会長等（副会長等を置かない附属機関にあつては、会長等があらかじめ指名する者）は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関等が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会長等は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（部会等）

第8条 附属機関は、必要に応じ部会その他これに類する組織を置くことができる。

（守秘義務）

第9条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が当該附属機関に諮って定める。

別表第 1（第 2 条―第 5 条関係）

執行機 関等	附属機関	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の任 期
市長	各務原市 緑の基本 計画策定 委員会	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する基 本計画の策定及び変更 について必要な事項を 調査審議すること。	12 人	（1）学識経験を有する者 （2）市民又は市内の事業所 に勤務する者 （3）市の職員	委嘱又は 任命の日 から調査 審議が終 了するま で

別表第 2（第 2 条―第 5 条関係） 略